

日本で麻農業をはじめよう

聞いておきたい 大麻草の正しい知識

本連載では、大麻草を研究テーマに掲げて博士号を取得した赤星栄志氏が、科学的な視点でこの植物の正しい知識を解説し、国内での栽培、関連産業の可能性を伝える。薬草療法として米国では州レベルで進んでいる麻の医療利用。カリフォルニア州を中心に米国では10兆円産業に成長している。大麻排除を呼びかけてきた米国での取り組みを紹介する。

12 医療利用の可能性

今年8月11日に米国CNNチャンネルでサンジェイ・グプタ博士によるメイカル・マリファナのドキュメンタリー「WEED」が放映されて全米で大反響となった。1日に300回もてんかんの症状が出ていた幼児を救うために奔走した両親とそれに応えた大麻草（以下、麻）農家を取り上げられた。あらゆる治療法を試しても改善しなかったのが麻を摂取することで発症頻度が1週間に1度程度にまで劇的に軽減したのである。これは麻の医療利用をテーマにした全米初の大規模番組となった。

米国カリフォルニア州でナンバーワンの農作物は、2011年時点で医療利用の麻である（図表1）。140億ドル（約1兆4000億円）という市場規模は、同州の農産物販売額で第2位の乳製品の2倍近くを稼いでいることになる。全米では10年時点ですでに10兆円産業とも言われており、世界で最も有望な薬草農業の地位を固めつつある。

麻には繊維や食用だけでなく、5000年以上前から痛み止めや食欲増進などの薬草として使われてきた長い歴史がある。例えば、世界最古

の医学書の一つである神農本草経には、「麻蕒まふん…大麻草の雌花」として紹介され、無毒で長期服用可能な「上品」に位置付けられている。日本では、江戸時代の書物でその薬効が紹介され、明治時代には喘息や鎮痛の医薬品として印度大麻草（草、チンキ、エキス）が日本薬局方の第一局から第五局（1886年～1951年）まで65年間記載されていた。

しかし、麻の有効成分が水に溶けにくく、効果が不安定だったことや他の強力な薬剤の登場によって近代西洋医学から姿を消した。医薬研究までは禁止されていないものの、1961年に麻薬に関する単一条約が制定され、麻薬として国際的な管理下に置かれたため、多くの国で医薬研究を進めにくい状況になった。

その後、70～80年代の欧米諸国でエイズ、緑内障、ガン疼痛などの自己治療のためにマリファナを喫煙していた方々が自らの体験を語り始め

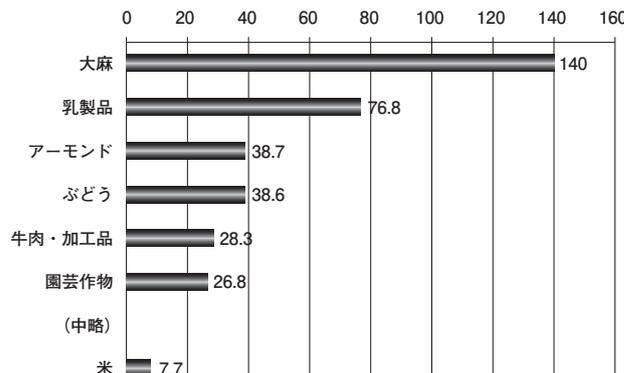


赤星 栄志
あかほし よしゆき

1974年滋賀県生まれ。日本大学農獣医学部卒。同大学院より博士号（環境科学）取得。学生時代から環境・農業・NGOをキーワードに活動を始め、農業法人スタッフ、システムエンジニアを経て様々なバイオマス（生物資源）の研究開発事業に従事。現在、NPO法人ヘンプ製品普及協会理事、日本大学大学院総合科学研究科研究員など。主な著書に、『ヘンプ読本』（2006年・築地書館）、「大麻草解体新書」（2011年・明窓出版）など。

連絡先：麻類作物研究センター
akahoshi@hemp-revo.net

図表1：米国カリフォルニア州の農産物生産額（単位：億ドル）



引用元：在サンフランシスコ日本国総領事館「カリフォルニア州の農業概況2011」

た。草の根的に治療効果が知られるようになる、法規制の矛盾を解消するために医療利用の合法化運動が始まったのである。様々な運動の展開を経て、ついに96年にカリフォルニア州で医療利用が合法化されると、次々と米国各州で合法化されて

図表2：米国各州での医療利用の合法化状況

州名	合法年	住民投票	2009年人口	適応疾患リスト	配給所	自家栽培	栽培本数	所持量	非犯罪化	嗜好利用合法化
1 カリフォルニア	1996	56%	36,961,664	13+ 無制限	○	○	12本	226g	○	×
2 ワシントン	1998	59%	6,664,195	10	×	○	15本	680g	×	○
3 オレゴン	1998	55%	3,825,657	9	×	○	3本	680g	○	×
4 アラスカ	1998	58%	698,473	8	×	○	6本	28g	○	×
5 メイン	1999	61%	1,318,301	12	○	○	6本	70g	○	×
6 ハワイ	2000	-	1,295,178	9	×	○	7本	85g	×	×
7 コロラド	2000	54%	5,024,748	8	○	○	6本	56g	○	○
8 ネバダ	2000	65%	2,643,085	8	×	○	7本	28g	○	×
9 バーモント	2004	-	621,760	7	×	○	9本	70g	×	×
10 モンタナ	2004	62%	974,989	12	○	○	6本	28g	×	×
11 ロードアイランド	2006	-	1,053,209	9	○	○	12本	70g	×	×
12 ニューメキシコ	2007	-	2,009,671	12	○	○	16本	170g	×	×
13 ミシガン	2008	63%	9,969,727	8	×	○	12本	70g	×	×
14 ニュージャージー	2010	-	8,707,739	6	○	×	×	56g	○	×
15 アリゾナ	2010	50%	6,595,778	13	○	○	12本	56g	×	×
16 ワシントンDC	2010	-	601,723	8	○	×	×	56g	×	×
17 デラウェア	2011	-	885,122	10	○	×	×	170g	×	×
18 コネチカット	2012	-	3,518,288	12	○	×	×	1ヶ月分	×	×
19 マサチューセッツ	2012	63%	6,593,587	10	○	×	×	2ヶ月分	○	×
20 ニューハンプシャー	2013	-	1,324,575	20	○	×	×	56g	×	×
21 イリノイ	2013	-	12,910,409	40	○	×	×	70g	×	×
合計/平均	-	59%	114,197,878	9	-	-	9本	165g	約3割のみ	-

引用元：http://norml.org/laws

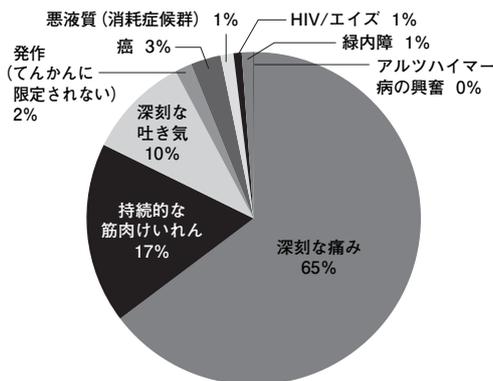
いった(図表2)。今では全米50州のうち20州とワシントンDCで医療利用が合法化しており、過半数を超えるのは時間の問題である。オランダ、ベルギー、カナダ、イスラエル、スペインやドイツなどでも一定の条件のもとで合法化している。

米国では、同じ国内でも州によって医療利用の細部が大きく異なる。住民投票で決めた州もあれば、州議

会で決めた州もあり、適応疾患(医療利用できる病気)の数も異なる。所持量や患者が栽培できる本数もまちまちである。

患者に麻をどのように供給するかについては、デイスベンサリーと呼ばれる麻専門の薬局(配給所)からの購入と患者自らの自家栽培という2つの方法がある。ここ数年は「自家栽培はダメで、州政府が許可した

図表3：米国オレゴン州の医療利用の用途



引用元：http://www.oregon.gov/DHS/ph/ommp/data.shtml (2013年10月現在)

農場で栽培して配給所から購入しなさい！」というルールに変わってきている。また、適応疾患リストは平均9つだったのがニューハンプシャー州で20に、イリノイ州で40に増えてきたのである。

そもそも米国は37年の大麻課税法施行によって産業利用、医療利用、嗜好利用のすべてを事実的に禁止し、ケシから採れるアヘンとともに大麻を排除することを全世界に普及してきた国である。そのため、今でも連邦政府は麻の産業、医療、嗜好のすべての利用を違法としており、麻を医薬品として認可はしていない。民間の薬草療法の一つとして人道的な観点から州レベルで合法化している状況である。2012年12月

日本では、医療用の麻栽培は現段階では完全な違法行為となる。しかし、本誌2013年8月号で紹介した規制緩和を目的する「特区制度」を自治体・病院・農家が三位一体となつて協力すれば、ガチガチな日本でも合法的な医療利用に扉を開くことができる。農林水産省が推進している植物工場と薬草栽培の両方でピツタリな医療用の麻栽培は、まさに過疎地域の農業振興に最適な作物になるだろう。

からワシントン州とコロラド州がアルコールやタバコと同じようにマリファナの嗜好利用を合法化したことで、麻を巡る法規制の議論はますます活発になっていく。

統計情報がいっしょになっているオレゴン州の例を見ると、13年10月時点で人口の1・5%に相当する約5万8000人の患者が麻の医療利用ライセンスを取得し、約15000人の医師が参加登録をしている。患者は医師の推薦状をもらつと、100ドルでライセンスを取得可能だが、1年ごとに更新手続きが必要となる。

図表3のように、患者の使用用途の65%はガン疼痛や関節痛などの深刻な痛みである。特にモルヒネが体質や病状によつて効かない患者にとつてマリファナは痛み止めとして有効なのである。